

令和5年度「ABCしあわせ基金」車両寄贈申込の留意事項

車両寄贈の申請について、以下のことに御留意ください。

1 寄贈車種について

- (1) 寄贈車両は、普通自動車、軽自動車のみとし（福祉車両含む）、バス等は対象外とします。
- (2) 多くの事業所に寄贈するため、1台あたりの車両価格は、180万円以下とします。
なお、車両価格には、車両本体、当初オプション（フロアマット、バイザー等）、車体への文字入れ価格を含みます。
- (3) 車体への文字入れについては、別添のガイドラインに沿った「ABCしあわせ基金」の文字入れをします。
文字入れの価格については、上限 30,000 円とし、上限を超えない範囲で法人名、施設名等を入れることができます。（字体や配色は自由です。）
- (4) ナビゲーションシステムやCDチューナー等の付属品は対象になりません。
ただし、使用目的により特別仕様（スライドシート、四駆等）が必要な場合は、その旨を必ず御記入ください。
- (5) 上記(2)以外の登録諸経費、任意保険等は寄贈先の負担とさせていただきますので、寄贈後に業者へお支払いいただきます。
- (6) 寄贈車両は、中古車でなく、新車に限ります。

2 申込書の記入について

- (1) 【申込団体（法人）】について
ア「団体(法人)名」は、略称ではなく、正確に御記入ください。
イ「代表者名」には、公印を忘れずに押してください。
ウ「事業所数」には、団体(法人)として複数の事業所(施設やセンター等)を営んでいる数、団体(法人)と異なる市町にある事業所(複数の市町にある事業所)の数を記入してください。
なお、団体(法人)として1事業所のみの場合は、「1カ所」と記入してください。
エ「実務担当者」には、本会から申込に関して問い合わせをすることがありますので、御対応いただく担当者の氏名、連絡先等をご記入ください。
- (2) 【寄贈を希望する施設（事業所）の活動概要】について
「施設(事業所)で所有している車両」において、合計台数が多く、申込書に記入できない場合は、別紙を作成し、併せて提出してください。
- (3) 【寄贈希望車種等】について
ア「仕様」には、普通自動車、軽自動車、福祉車両のいずれかを記入してください。
イ「金額」には、車両本体価格が最も低い見積書の金額を記入してください。

3 見積書・参考資料について

- (1) 寄贈希望車両（同一車種）の見積もりを異なるディーラー・業者2社以上から取得し、申込書と併せて提出してください。

添付がない場合は、書類不備として受理できませんので、御注意ください。

- (2) 見積書には、車両本体価格、付属品価格、文字入れ価格、登録諸経費、任意保険、それに係る消費税が分かるようにしてください。

※必ずしも見積書を作成した業者から購入するとは限りません。

- (3) 申請時に要望がない付属・仕様については、認められません。
- (4) 参考資料として、希望車種パンフレット、車両運行に関する事業の様子が分かる資料等がありましたら添付してください。

4 申込後の流れ

- (1) 審査について

提出された関係書類一式を基に緊急性、必要性、自力購入の困難性、不当な事項の有無を確認するとともに、必要に応じて申込団体（法人）への訪問調査を実施した上で、総合的かつ厳密な審査を行い、寄贈先を決定します。

- (2) 結果について

審査後、寄贈の可否について、概ね5月中に可否関わらず通知します。

- (3) 贈呈式について

寄贈が決定した団体（法人）様には、11月下旬頃に開催する贈呈式に御参加いただき、同日をもって車両をお引き渡しいたします。